

◎新潟県告示第1022号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年9月21日

新潟県新発田地域振興局長

1 退 任

理事 北蒲原郡聖籠町大字次第浜1682番地2 渡邊 廣吉

退任年月日 平成30年9月4日